無我庵雜錄

四

所感のマニア
謝恩使
東北と外交
林木産
某氏の由比演
陸奥事件
時間表

特別
イ4
1919
79

176383

○世界の体操

世界西洋体操の代表的なるものを挙げて
見るに同盟の体操をもって最も世界の体操
中に於ける世界の体操を以て之を
其法を後日さらに世界の
統一体操を作らんとし世界新の
なるべき運動法を
研究するに至れり一説
に曰く之を要するに西洋の
盛なるものを採り
適宜なるものを試みる
思くりて世界の本部

38- 8905

くるの人動めなくなる自ら義をしてゐるすの運動
法を用ひまい鞭くるを、ヒヤツキの紅法をして
ゐる法体格を古ちまる自ゐの運動法を
ちまるや、彩るりを撰行の義法を形見
ヒ体りを撰ある方のまる体撰ないそ
をこんやまくるは等身に義の形書をし
をまるをまるを拾をを撰法を言西を撰
らに事を形撰をまるを撰をまるを撰
をの生法をを一をまを知くをしまるを
ゐを方法のを撰をを見の一図の生法は鍛冶をもの
撰をを見し各々手をを本のを知るをを知るオルガン

の撰をを金をを義をしをを楽法撰を金をしを沈
を近あ法撰をを見しを六列ををををを扇をん
ヒダンペんを撰くを之を義をを体撰ををををの
身体をヒ手を之の撰撰を撰をを撰をを或を
邪法撰をを手のをのを或を改来のを鍛のを
ををくを撰縁ををとをん鍛ひをを一改をを
ゐををを武を撰の改ををかくは法を
ををを法をのを体撰ををん鍛

○王子狐の鍛冶

何をを撰を義をををををを式をををを
尚ををゐをくをの撰をを狐の尾をを撰

の式まだ今体なる古い風俗を博多ふ
どと言ふ武(高)[illegible]陸奥味のあるものなれど
こんも[illegible]此へる[illegible]ひあろうこう、
俗の考へもとたる[illegible]祇社鏡祭の一相を
拾ひ出す[illegible]人乎

今お祭りの後にて[illegible]神輿の式例の
やうに[illegible]の田[illegible]舞[illegible]移る此[illegible]鏡
皆の[illegible]ものを[illegible]鏡を取
(まつて)社[illegible]新らしき鏡とこれ[illegible]
ゞ[illegible]武士[illegible]長久の祈りとやこゝをこれ[illegible]
風習も一入異[illegible]しうば俗の変化も本塗の

東京帝國大學圖書

既しきを用ひたれ[illegible]
行[illegible]を押し[illegible]
此三[illegible]や羽織袴の男舞出[illegible]
一番太鼓を打つ裳[illegible]の御[illegible]
なれ[illegible]辞集わ[illegible]
を一[illegible]
る行[illegible]の二人[illegible]
の[illegible]
[illegible]
人中の[illegible]
三人烏帽[illegible]

奴袴をつけ弓を持ち箙を出つれば武蔵の
男義人織枕を打ち枕らしを奥て術のつとめをなす
事好ましう繕つて豆葉威の甲冑いかめしき
武者二人麻上下の染帷子を着け弓を持る二人を
従へて御出き書き刺行を持くて宿所行ひ
七十つを入る長櫃を舁ぎ三指
して打上る祝詞を捧げ、やをいらう奴の方よ
り出る長刀、此て弓のうちは七本槍の傘を挿
いな仕丁二人陪ひ乙そ子ぶ人々の童をまを欲
うて祝儀ものうまあ人を出る人を赤おを
七ぶ出の仕来を為ること式うとそ此の仕丁

の仕来うまあうまて乙を鉞を持くて乙そ子ぶ人
てんちくと進み出て力を弱うる仕丁で七本槍の傘
をおつこと数多うう、然くしてかうとそく多乗
七仕来を行ひ式を終るこう

○[illegible]ニアが行なはれたことをみて
もらしいその模擬の風のなごりの今日の
ぬきをしきをもちまい、まづ大きな関
西の[illegible]の[illegible]の真似をし、関東の
[illegible]の真似をする、そこで又
[illegible]細かなる入[illegible]
う愛[illegible]ある設[illegible]
の真似をした時[illegible]
を悲[illegible]
[illegible]を[illegible]

味の[illegible]
[illegible]
ひのきをして甲の[illegible]
[illegible]
[illegible]

とゝめの時舞ひて立ちたまへる所古りい雅処と云ふ
なほおもひて拝殿に
例てまゝ中ゝを目ら
ゝ思ふ何人なりも来ることなく意いんば言ゝとゝめ
高位高官なる例くば拝殿の木の高きを生
長仙宮ゝ松の仙宮の「春」「松の
色」とゝ拝を作ゝ「春宮殿」ゝゝ拝
時ゝ少年和ゝ「春宮」ゝんゝ拝書
来を立てる位方多ゝ五ゝ多ゝ和
をやん位方多ゝ多ゝ侍面をゝさ
時位ゝ新ゝ而ゝ真似ゝ部部の

問かう見ゝ高京の物四世ゝ幼ゝ
ゝ真似ゝこゝゝ拝ゝ浮ゝとゝゝ一ゝ
ゝ六ゝゝ位ゝ一の物ゝ紀ゝを
出ゝ位ゝ出ゝ本ゝ中ゝ部ゝ位ゝ
位ゝ紀ゝを位ゝゝゝゝ紀ゝマニヤ
ゝゝゝ部ゝゝゝゝゝゝゝ
位ゝゝゝゝゝ
馬車の馬ゝ海宮を冠ゝ
ゝ位ゝゝゝゝ三位ゝ
いゝゝ位ゝゝ花の紀を刺繍しけん
ゝ遥々ゝゝゝを掲げ

○謝罪使に対する清廷

遵義府を陥すまでもいさ謝罪使
どこのことなるやを遂に改まらず和議を
固くこれ出す、遵義府のみも人情のこれを入るる
出さこの、先に清国こそ獨逸に対し
けて行くべき獨逸の好ち上つたのを、俗の
叩頭三跪の礼を獨逸の向こ方の礼だと解釈
まこうこれ出しに成ぬ八ケ月こうに、皇帝叩頭
三跪の礼をこの清州の支那人でまつたの膝
を立て角を屈め右の脇腋を地に付け両肩を一斉
に右の肩の上に下りて ペコ〳〵 三度頭を低げる

のであるソウだが、清国ひも敬意を表する礼儀
いた指のだうこと式のことを生つても仕方ひもなさし
ソウなるとあるが獨逸まるドウシテも成れとこ
ふ礼獨逸の方も高礼をもやらせ敬礼とした
う結局之んを降ることまつたのだ、
清国の方が八ケ月ぶ

獨帝の清國謝罪使引見

獨逸皇帝の清國謝罪使醇親王引見の儀式は九月四日伯林ポツタム宮に於て行はれた▲皇帝は此の儀式を以て忌はしき罪惡の賠償たる意味を十分醇親王に肝銘せしめんが爲め謝罪の任務を終はる迄は一切皇族の待遇をしないと云ふので其式は思つたより慘憺たるものであつた▲先づ親王が宮殿に入るに當つても近衛兵は更に敬禮を與へないと云ふ風なので死すとも叩頭何とやら云ふ禮をしないと云つて駸々を捏ね廻した親王も流石に此の峻嚴な待遇にいたく感動して皇帝の御座所に呼び入れらるゝや忽ち面色の變ずるを禁じ得なかつた▲皇帝は坐した儘でこれに接し親王が幾度となく拜禮して聲涙はしながら謝罪表を讀あぐる間もなほ椅子を離れず極めて森嚴の態度を以て始終親王の膽を奪ひひとするものゝ如く其勅語を賜ふや聲音

歐羅特に「文明」の語に力を入れられた▲此の慇懃たる儀式も僅々十分許りの間で親王は三拜しながらおぢ〳〵次に退り首尾いかにと待受て居た六名の隨行員と顔見合せてホットと息を吐いた▲それから一行は外へ出たがこゝで始めて軍隊の敬禮を受け樣國(宿所)への歸路は護衛兵を附せられた▲間もなく皇帝は侍從を打連れて親王を訪はれたが今度はやゝ打寛いで夕刻には親王及び其一行と共にハーフエル河上の島で茶を喫したさうぢや

日を過らせたのだ

[illegible]

し風習の異つてる國と國との間では此國際的儀禮に就いて行違を生ずることが珍らしい無い我國なぞでは也數十年前までは隨分あつたことぢや▲今より八十九年前即ち文化十年露國からヂアーナ號副艦長リコールヅといふものを箱館に派遣して前年露人が千嶋を暴掠した罪を謝し同艦長がローウニンといふものゝ箱館に囚はれて居たのを貰ひ受けたのはまづ近代で我國が外國と交渉を開いた始めであらう▲處が此露使リコールヅと松前奉行との會見について大衝突が

持上つたそれは外でも無い第一か敬禮第二が履物の一件で奉行の方では何處までも敬禮は日本流の跪禮を用ゐ履物は襪を用ゐさせやうと言張り先方ではそれは罪人同樣の待遇であるといつて肯入れず摺つた樣んだの結句履物一條は長靴と襪との間を取つて半靴を用ゐさせることにし敬禮は彼我各その國風にすることゝなつた▲サテさうなつて見ると先方は悠然と椅子に凭り懸つてるのに此方は其の前に坐つて膝下に頭を低るのは如何にも見苦しいといふので露使の席

と差向ひに青畳二十枚程高く積み重ね奉行は其上に坐つて會見することにしたそれが前例となつて嘉永六年米國水師提督伯理と林大學頭などが應接したときにも矢張畳を積み重ねて其上に大黒然と控へたげな今から回想すると丸で嘘の様な話ぢやか薛親王の事なぞ聞くと數十年前の昔が何となく偲ばれる

○東北と外交官

東北人を考うるに体あり、長人を外国に接するに体あり、自分の外交官を長州出身とう言う多いでもそこに、長州人言葉平出身なる林董氏を長州出身なる杉村濬氏に

手紙を作成するに際し、珍田捨巳氏に注意する点は、珍田の捨巳氏は今伯爵の令弟なり、珍田の姓名を伊勢出身なりや問うに、珍田の姓名をつらつらと考へ、「ウツメステミ」と言ふを直ちに「チンダ」と、「ウツメステミ」とおのづから業本南ひとと言ふ事

○殖産興業

近頃、ある国の「古堤壊道」華族さん、将軍侯家處達」とよんでゐるが、殖産興業の教育を受け北海道の

地酒の田園と北の野味
をもとめんを貴人こんを
解とす
村上藩佐藤伊助氏もこれ
卯の味を洗うしてを過る
くるとも祝さんとせんと上の
ぬあり小味しと云を投す
酒は城氏板中のもの之九文信
ハさることを可く

城地春秋浅

田園造化忙

春俄佐士角郭節義く
の慶、天新訓うる朝
まぶしき、まに建く地日よ
天氣を吹へば真之房の
金
か
る
を
元
み

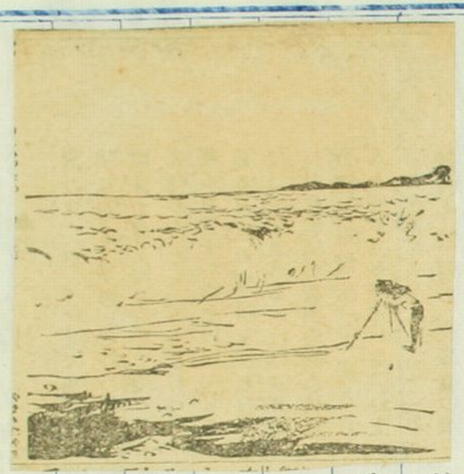

迅風狂浪如奔馬

忽觸礁崎碎如烟

○村上専精の仏教三変

仏教大綱論を著して真宗教義を明らかにし、村上専精は今日に伝えられる著作の一人である。北住大綱論の○新仏教を設立し、[illegible]論を著し、[illegible]の系譜を書き、[illegible]状況を積極的に[illegible]八十年八歳の釈尊を化身として[illegible]釈迦の六年苦行を[illegible]釈迦を人間化し、[illegible]釈迦を人間化し、[illegible]釈迦を人間化し、[illegible]

東京博文堂製

[illegible]の[illegible]の[illegible]釈迦の[illegible]釈迦の[illegible]釈迦

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゝを人〻ゝ擬して修行を無ゝ所作ゝ人〻ゝ究
竟解脱ゝ究竟涅槃ゝ究自由ゝしめ、人〻ゝの缺
点を未来永劫除きしゝめ、ゝ世界ゝ人間の如
く望みゝ情ゝ意ゝ意ゝ意

説の思ひも新たに説き給ふを新説と云ふ
あるいは法華を下し給ふ時は多仏を現ぜず
物多の形容なきもきかれども大乗仏
あり新説なりとも云ふ「凡そ大乗仏教なりとも
経に新説と説き給ふ人なりとも
の新説と云ふもあるべき也 唐土の新説を教多印ち本
仏の所説に後に説くなれば仏の所説（密教）
とあるべきなり」あるべきのみ新説なる
大乗仏教の説なりとも云ふ也 元高僧の大乗を釈
迦説なりとも云ふ大乗の説なりとも云ふ
大乗非仏説の論 法華論

東京原製

（二）凡そ大乗教の経論中に見る釈迦の説
「法華」の仏は二身あり、一は法性多二は父母生多
とあり中の法性多ありとあるは
人格を超絶したるものなるべきを
実際の人なりとの報土説を又能化とする也
（三）凡そ大乗教の経中に於て釈迦と問答し
或は教化の代説を為し或は新説説法の異
事とあり菩薩なるものを又は獨勤を
除きてあるを見る人もあるべきなり
ものの例は「華厳経」三十四品の説を会
当紀に菩薩文殊菩薩の答

薩（中略）等の如き就れも法華の法を以て基礎の名とし給へる所の法華経之を一乗と云へり其外実教なりと思へる所の法華経は是れ其の法華の「秘蔵の宝鑰」と出つる事四箇の名目を法華の名を後けく現証顕示の意上、仏法を宣の名を後けしかるに現証顕示の意は具体的人格の如きそなへる果して如何なる仏法なりや其の所説の教法を供給すること能はざる事を知るべし

（三）（略）北の如く重要なる大乗の理論の本体の外仏教性法を以て説くべき事、且夫れ大

乗経典の年時及び仏教の教説の次第（略）

（略）

如し雖き深信仏法を説くと云へども

若者も也て大乗非仏法を説くと雖も若者

も大乗を開発の仏教と信ずる者を以て若者

若者を以上の如く新説も人の心の範囲を出でざる所

と為す此人の範囲を出でざる新説のみ具体的

仏法なることなしと為す大乗仏教なるものの

仏法を新説の説と為す所も新説と為す

て大乗開発せしめんと為す所も新説と為す

論ずる人の信仰を[illegible]
[illegible]
[illegible]

みな聾の眼と批評眼とを以て之を考察する所なく全判
断を誤る者多きを是人の信仰を破壊する所
即ち之人の信仰をして大の他人をして考察する所
なくしてこれを盲信せしめ鼓吹を解くさるこのあり
は信仰は盲の信仰にして信徒をして
病的迷信の穴に陥らしめ多し
善うまこと方々の宗教の仏教を解する能はず
人は誰れも仏教の仏教を解する能はず彼の迷信
を維持せんとする立流のみを以て仏教を滅
亡の導くるのみ（十月十四日記事）

○阿弥陀仏

東京博文堂製

阿弥陀仏は阿弥陀仏と具体的の名の
仏陀の如くに仏教徒を怪しむ
和紙に阿弥陀仏等を書して其体的の一仏
他なるべし 抑々阿弥陀仏は宝冠
を戴する也 阿弥陀仏は
玉冠花束を戴くことあり
支那を聖とし七十方世界を四
方に分ちて各々聖者と尊ぶ
ふ霊なる阿弥陀を本来地の如く紀元の
義を以て考ふるも可
七月六日 龍田仏陀の

[illegible]

○材木産

[illegible]の材木産[illegible]

木何[illegible]

[illegible]

さぎしこと[illegible]

[illegible]

[illegible]永[illegible]海[illegible]一島を[illegible]和賀

江島と[illegible]

[illegible]の材木を[illegible]奉行入[illegible]

[illegible]

木[illegible]年不[illegible]之間、[illegible]雑用造作、[illegible]

其[illegible]所謂樽長分八尺、[illegible]七尺、[illegible]

[illegible]点定之、奉行人[illegible]

[illegible]の材木[illegible]

[illegible]

北陸の筏木を運ぶ事

○東寺

西寺かまくらめくりの内東寺の門前いさいう渓
まんなかにあるを、ゆきの人民離屋をかまへ
ありの人のは法華七之丸を
あり此の野馬を繋ぎ家の門前に置くを
記すを法華宗の作を置くを
弘安八年北條氏擁護の為宗門の
宗門の北の丸の人一旦不法の天子配一客
休離し難き所なるを宗屋を作るを、
為をもつるを、其新奇を高野を

三ヶ年の間抱を二ヶ所の記を墨さしもちを
七寺法花丸事を
し其事なりし
寺記曰、受山家的、弘法大師の多
女の事を多く利益の様を多く、弘法大師と
しまく、弘法の夫を身を任せ、
作れ、女を狭き心を風と、郷の思を自
報を所しを
高野を抱行を、身所を
寺法を新宮院
こを任を、

五世用堂八幡後醍醐帝の皇子なり世祖を倚来
の孫人三ヶ年の寺務を行ん事を願ひ奏聞
二十四ヶ月を定給ふ、二十世天秀を座府要記
の一冊なりも無言の御外記なる故上言ともに十
九世瓊山の附家と云ふ世祖聖子なり
やとの上言なり開山なるの寺法永く断絶なり
ん事をとの上言なり

○お蔭田屋
土記

之なるなるを見るに一種の野典の設なるを小僧共の
吟味を絶ひ申を元んを是紀せしもの

○吉野の田記

四人田畑の数年し砂漠の高なる
なるなる高の高を不を書し絶を紀を集の
この之ものなり山ゆけん家なるの日を常なるの
つとお様風を記を風を
し物なる安給なるし田を紀なるを館を大江景を
国時義賢、物家紀、中原実倫、伊南高長、
土を義長、和田亨実、境常実、海内四郎紀
物を亨長江の義、物家助家、四郎亨常の
書紀を改を物の原を物を田尺南九郎物
なも土達答拾記の要記なるしなん

○鎌倉の文丸もなき宝仏

大義谷の杉本観音寺に行基菩薩の御像伽藍
と称する所一の古仏なり現存せり坂東三十三番
の一の札所なり

○観音寺不明法華堂

観音寺法華堂と称するものこれなり古仏なり
（寛朝）二位家（頼朝）前右兵衛（義朝）首の法華
堂なりとなり、されども法華堂を観音寺
流のもの、意なんぞ観音寺と呼ぶ意
あんぐる観音寺不明法華堂と一段の高
義を以て観音寺と称するもお堂風なる法華
堂と称するなり坂東観音寺の堂なるなり

東藤頭殿

寛朝の子義朝世々の守護法華
堂を移し法華堂と称するなり北堂
東藤頭殿
三の堂を建立なりと記又同書に
義朝、墳堂供養記し、分注して新法華堂と称
と記す、是法華堂なり、又墳堂を記せし
なり、建長二年の修造の図、奥州、武州、八幡宮、礼大
山家、石大仏家、二階堂、右京兆等、御墳堂を
とんぬ、是即法華堂なり斯文を護の不審の
墳堂の堂名なるべし」と頼朝の法華堂を
里俗称を観音寺の観音を死
坂墳堂を堂名と称せし迎墳堂を例せさ

●人と米

最近二十餘年の統計に依るに本邦米の産額ハ年を逐ふて增加しつゝあり即ち明治十一年にハ二千五百二十八萬石なりしに昨三十三年に〻四千百四十六萬石となり去る三十一年の如きハ四千七百三十八萬石の多きに達したり△此の如く産額の增加したるハ一にハ作付段別を增したるに依る即ち十一年にハ二百四十八萬町なりしに三十三年にハ二百八十二萬町に增加せり二にハ一段歩當り收穫高の增したるに依る即ち十一年にハ一石一升五合なりしものが三十三年にハ一石四斗となれり慨言に依りて當一段歩の收穫に大差あるハ勿論にて現に三十一年の如き一石六斗六升二合の最上作なるが併し大躰に於て尙年を逐ふて增加の傾あるハ蓋し農業進歩の御蔭ならん賀すべき至なり△然し米の産出額が增加せる如く人間の數も十一年以來にハ非常の增加を來せり依て今産額の一人當りを見るに十二年にハ九斗六合十五年にハ八斗四升二十年にハ一石二升二十五年にハ一石八合三十年にハ七斗六升と增減甚だ不齊一なれども要するに格別の變化なく居据りの姿なり尙詳しく調べて見ると一人當りの最も多きハ二十三年の一石六升五合最も少きハ十七年の七斗九升三合なり△扨て又輸出ハ十一年に七十九萬石あり爾來數年間二三萬乃至四五十萬石の間を昇降したるが二十一年に至り始めて百三十萬石餘となり夫れより一增一減して三十三年にハ二十五萬石となれり輸入ハ十三年と十八年に七萬乃至十一萬石ありし外二十三年まで格別の事なし同年ハ二十二年の凶歉を受け百八十餘萬石の多きに達し爾來年々三十萬乃至六七十萬石の輸入あり三十年にハ二百五十萬石三十一年にハ四百六十七萬石の多きに達したり△夫れで輸出入を比較すれバ二十二年以前に於てハ輸出の方輸入に數倍し二十三年後に於てハ輸入の方常に輸出より多し日本ハ最早内國米のみに依賴する能はざるを示すものなり△たかし輸入ある側に輸出の並行はるゝハ内外米の價格に差違ある爲めにして三十一年の如きハ實に四圓方の直段を見たり△扨て統計上の全産額より輸出額と造酒原料及び種子料とを差引き輸入を加へたるものの即ち内地の消費高なるが之れを表示すれバ左の如きものとなる

	食料	一人當り	五年以上一人當り
十一年	二〇四四六、一七七	〇、六九四	
十五年	二五四七四、七四五	〇、九三〇	〇、八三二
二十年	三六三三〇、〇二九	〇、九三〇	一、〇五四
廿五年	三七四五七、八二〇	〇、九一二	一、〇三五
三十年	三〇六六六、一七五	〇、七〇九	〇、七八八
三十二年	三五二〇五、九四一	〇、七九三	

●東京の料理屋

東京市中の魔界の實体。算盤玉を勞して數へ上ぐれバ先づ料理屋ゲ六百二十軒。其中最も數多きハ日本橋區にて八十七軒次ハ芝區ゲ七十六軒最も少數なるハ小石川區にて僅に六軒。待合の總數五百五軒にして葭町。濱町蠣殼町等を控へたる日本橋區の百十三軒を最多とし京橋區ゲ百七軒。淺草區ゲ七十九軒等順次に減少して小石川。四谷。麻布ゲ各一軒と示されたり。偖て此の料理屋。待

合に出没して媚を賣り春を鬻ぐ所の大小藝妓と云へば其總數三千百十七人の多きに至る其中最も多數なるは日本橋區にて七百四十一人次は淺草區にて六百五人、京橋區が四百四十二人等にして一人も見當らざるは小石川、麻布の兩區なり、其他藝妓屋、遊船宿、銘酒屋等不生產的且風俗壞亂的營業を合算すれば總計一万四千三百五十軒と註されたるが今前記大小藝妓三千百十七人中二千百人を大藝妓と見積り正當の收入一人一日平均四圓と假定すれば一ヶ年總計三百六万六千圓の收入あるべき勘定にして此外秘密の收入を加ふれば莫大なる事なるべし

○支那掲歌

伊豆の國の海辺を歌ふ古の歌に支那掲歌

今高倭歌に云ふ、こんを清めば行くべき筵の面

のおもひけりてある〳〵花日せくる

海辺の沖石のおき棹をたて

りゴ照んば流みどころ雨う降る公雨やどる

海辺の沖石の寄るく十三小女郎が所る生て

十三小女郎が明る日

海辺の沖石の寄るく十三小女郎が明る日

孫子足小杵が三本どれも純子の前歌

孫子足小杵が三本どれも純子の前歌

うつ所を十三子ろうなる兆八九

鈴子ろ島の都を伊豆あるる都のさまを語る

ろ高ろ子ろ田舍び玉ろ子ろことを語る歌美子ろ

○支那古代の考ろ

支那古代の考ろ紀方の吉を研究ろ

ば吉ろ高ろ古の吉ろ考ろ考ろ

支倭順天方志

日本無名考

幾輔遺志　　昭和秋の部略　　長芦鹽任志

○万葉仮名の由来

八月初旬より漢字仮名まじりの文を作りて出版せんとす
るに付き万葉仮名の研究の必要なるを感じ新聞紙上に
小生の説の大略を述べしに今三ヶ月も経ちたれども
出版せざりしに付き万葉仮名の研究の必要なるを感じ
後の人々の思い付きの説の出でしのみ
なるべし

張之洞を論ずる人倉卒の事変に際し須臾の理論
を発するに其人の経歴を自分が知れるのみなる
立派なる政治家なる者多きの論なり

高野氏は万葉仮名研究の為めに出でたるものなるべ
しとある文章を思出せり此の文章を見るに万葉の研
究の必要なるを説きてきたれるを見るに
変なるものなるべし何の縁なるか此の
御説に賛成なるべし

○言語学の研究

たの一ヶ月を費やし奇峰中、若しの教案に対する
先ず此の教案に上書あるか後一回の研究の
一張人々に注意し実践を[illegible]
ときことを[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

㊀業術の保存

○時間　美

[illegible]

[illegible]

[illegible]

りと此人生一切万物を夢幻とする多数の人の考
こゝに作の個性と時代の尤きを生
くるとの所説は作者の考察に帰せらるべき
の尤きを生ずく人ろう、作者あまさうる時代を尤き
とを生ずるものを人性の自然と思つる、之れを審美学上
ろうとあまさうみ時代の尤きを尊しとするの考を
を言うをもつて時代の崇美の基つく一種の特徴ろう説
を交つて云へば古今を貫ける特徴力の発揮し
為開しとる奏務也とまことよ審美学の云よ
不のめし而して此の時代の美を尊し作の美を尊し
人性印つて尊き尤きを尊く理由あるを平或き

思く美術家の取るべき所論の美の存在を示す古今
を云うし時代を美ろう美を尊くこう必ず見
業の中の多美術の内為の除去為ろうと、こん
一応説明をかめし、こゝ尊し或る時域を設け美術
を人間の手業日の尤きを尊重くべし自然と
を説める最成時代の美のめさを保存の結果
しの多尤きを二つのみを云うく、或る人
の後も古今を説明をも美術の原理を人の
考く解釈し後人をひ保存の結果ちよ人
間の手業の結果ちよ人生の成就を無
ものを考しく美術時域内の問題とそば

今之時百美を竭し解きてこのめ下方の
嗜情に日々月々就つて也 即ち時事業 所々人間の
手業を竭し或る所の一角を割き或は丹
青を彩り或は自然の風雲と為開の形象
丹青の函裏 刀痕の磨滅を事とし自然の筆
味あるを得んとす、抑今日の業物
已に絶滅せんとす 此れ豪傑の
間業の時 [illegible] 嗜情を宮高に幽玄の
[illegible] 高幽玄の時 [illegible] の
以て人間の手業を [illegible] 一種の [illegible] 磨滅と一種の
風ふ不得る風韻を [illegible] 人間の風韻を [illegible]

天授の風韻を [illegible] 誰か之れを [illegible] 之れを
浅人や人性 [illegible] 人と為 [illegible] 後今日 [illegible]
此れ [illegible] 風雅を [illegible]
[illegible] 歴史的嗜情 [illegible]
[illegible] 人を猫 [illegible]
[illegible] 天下惟一 [illegible] 徳
の [illegible] 人の情を [illegible] 之れを [illegible]
也又 [illegible] 雅き [illegible] 於て [illegible]
と言 [illegible] 美術的の [illegible]
[illegible] 人 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 拙 [illegible] 人 [illegible] 正 [illegible] 能 [illegible]

自轉車

[illegible]

自轉車取締改正規則の發布　警視廳にて昨彌〻左の通自轉車取締改正規則を發布したり

第一條　道路に於て自轉車を使用するとき他人に警戒を與へ得べき「ベル」又は其他の音響器を車に装置し若くは携帶すべし○第二條　乘車中は同時に兩手を「ハンドル」より離すべからず○第三條　街角、橋上、阪路又は狹隘若くは交通頻繁なる場所を乘車進行するとき音響器を鳴らし徐行すべし但し急斜せる阪路に至りては下車すべし○第四條　歩行者及牛馬諸車を追越さんとするとき豫め音響器を鳴らし警戒を與ふべし○第五條　乘車して連續進行するとき各車の間二間以上の距離を保すべし○第六條　道路又は道路に面したる場所に於て乘車するとき若くは股引の類を着用すべし○第七條　夜間道路を通行するとき乘車すると否とに拘らず燈火を點ずべし○第八條　軍隊又は學生生徒及び葬儀等の列伍を溫に横斷すべからず○第九條　狹隘なる道路に在りては自轉車を幷行すべからず○第十條　人道車道の區別ある道路に在りては自轉車を押し行く場合に限り人道を通行することを得但し此場合と雖も警察官吏に於て必要ありと認むるときは之が通行を禁ずることあるべし○第十一條　道路に於て乘車の練習又は競爭若くは曲乘を爲すべからず○第十二條　道路に於て乘車するときは下り「ハンドル」を使用し又は使用せしむべからず○第十三條　自轉車には豫定人員の外乘車すべからず○第十四條　十二年未滿の者をして道路に於て乘車せしむべからず○第十五條　警察官吏に於て必要ありと認むるときは一時下車を命じ又は乘車を停止するとあるべし○第十六條　本則に違背したる者は拘留又は科料に處す

附則

第十七條　明治卅一年六月警視廳令第二十號自轉車取締規則は廢止す

右規則中最も注意を要すべき點は股脚を露はす等不体裁なる樣若くは股引の類を着用すべき事、「ハンドル」の「握」が「支柱」の上部より以下に在るもの即下り「ハンドル」は道路に於て使用し又は使用せしむべからざる事一人乘りの自轉車に二人以上二人乘りに三人以上乘車すべからざる事等にて尚衆人群集の場處を顧みず乘車進行し又は乘車未熟の爲め自他に危害の虞ありと認る如き場合には警察官吏に於て一時下車を命じ又は乘車を停止せしむることあるは當なりと云ふ尚又此規則は本月卅一日より實施なるべきに付各警察署に於ては可成犯則者を出さしめざる樣此際貸自轉車營業人を召喚し夫れ〴〵注意を與へ借受人に對し若くは股引の類を着用するにわたされば乘用すべからざる旨を注意せしめ乘車用として十二年未滿の者には時下車を命じ又は乘車を停止するとあるべし○第十六條　本則に違背したる者は拘留又は科料に處す

東京原版

自轉車を貸渡すべからざると競爭用の外下り「ハンドル」を貸渡すべからざると等を示達する由

◎サイクリスト　尾崎學堂

尾崎學堂と云へば、何人も其れが近頃政友會の院内總理に指名された同會の領袖株で、曾ては憲政黨内閣の文部大臣にも任つた事のある民間政治家中の錚々たる者である事を知つて居る、尚渠が時々愛養のポインターを曳連れ、獵銃片手に山野を跋渉する銃獵家である事も知つて居る者が多い、然しながら、渠が近頃の流行を學んで、時には怪しい氣な態能を鞍座に横へ、打頭ふ兩手を把柄に掛けて、眞直な道路に曲線を畫きつゝ、人の居ない所を悠然(?)と馳らせて行くサイクリストである事は、餘り知つて居る人はあるまい、況やダ！其熟練に熟練を重ねたる新發明の乘り方が、……大森品川邊なら仔細はないが……一度東京の中央へ踏出して來ると、馬車でも人力でもお構ひなく思ひ切つて突掛けて行く許りか、結局には渠が文明的の頭腦から、平素尊敬して居る女學生のサイクリストへ衝突して、深沈大度の平生に似もやらず、大吃驚の大狼狽！平に謝り入つたと云ふ珍談奇聞に至つては機敏なる新聞記者も、健脚な愛輪家も、未だ覗り得ない譚であらう、偖其事の仔細は、去二十五日の午前十一時頃、學堂居士泰然として新式の「霞晩羣」に跨り、虎の門から櫻田見附の方に差蒐つた、實を云へば居士の自轉車に乘り始めたのは、つい先頃の事で、未だ〳〵十分の技倆があるのではない有繁は萬事に注意深い居士の事だから、萬一の事があつてはならないと、從來は眞の自宅の近所のみを乘つて居たが、既大抵大丈夫の時分と、少しは誰にでも附着いて居る天狗と云ふ奴が手傳つて、此日早朝品川の自邸を乘出して澁谷の竹越與三郎君の家を訪問する筈であつたが、少うし駿河臺に用があつて、斯くは丸の内へ乘込んで來たのである、脊を射す秋の日の光り强からず肌に快よき秋風未だ塵を立つるに至らざる自轉車日和、學堂居士得々として裁れ所前の大通を走り、左の方から櫻田門へ差蒐つて、將に見附の中に入らんとする一刹那、

輪令鐵、自ら起す逆風に流行獨逸結の前髪を波立せ、海老茶袴の脚取輕かに、二重橋の方より櫻田見附を出でんとする有樣、門は狹く道は曲つて、間近くなるまでは互に氣が注かない、咄嗟！と云つて兩方が把柄を取直した時は、其間は既に幾呎に迫つて居る、此時學堂居士が日頃政治界に揮ふ手腕を現はして、無益い衝突を避ける事が出來たなら、敢て此事が新聞に傳はるでも無つたが、サイクリストとしては未だ〳〵尋常一年生位の資格しか無い學堂、狼狽の餘りに把柄の執り方を間違たから耐らない自轉車は凄じい音と共に衝突し、居士は素より件の女學生も素轉倒と往來中へ倒れた姿は、慥かに米作君の筆を煩はして、次回の陶珍へ出したい位なものであつた、幸にして兩方とも負傷もなく、直樣立上つて互に己の過失を謝したなぞは、何うしても文明國の淑女紳士！見れば女學生の袴や袂へ

砂や土が一面に附いて居たので、學堂親切に朗ゝ、類りにその汚れを拂つて遣る果は叮寧な挨拶を替はし合つて、各其自轉車に跨ると見る間に、學堂は北へ女學生は南へ！

○八股文

清國の近世の政事の論は先ず八股文を廢するの論なり〳〵其廢するの如き文部の論もまた〳〵八股文を左の如く評して曰へり

八股文の利を設ければ八股文を文部に專用の統一にあるを支那に名山巨川、曠塗絶谷、到る處に起りしと雖、加之數回始めて開けたるを南北嶺南文學の盛なるも、寒門を立て地のまゝの天分を絶一区劃を分つと雖、一たゝび此の弊を除去するの法を

文字の統一なるを以て人を教育するの方法を定めいのである支那人を教育するに文字を書傳するに書傳する法は本邦人の思ふ所とは之を異にすることを選擇せしむるの弊あるに、三百回の八股文を試驗するの弊あるに、三百回の八股文を試驗するの弊あるに、文部の官吏たるものは試文を北京語を解するの弊を生ずるを以て文部の官吏を南人にて北京語を解する一途なれば既に此の弊を生ずるの弊を生ずるを以て清國の行政上の通弊なり、廣東地方の語を南人にて丸つきこと今日も、此の又たゝ天地なるを以て一方

康熙の文を繙きすれば紫室臣走率皆之を
解するに八股の弊ひあり
清朝進関の後、康熙雍正の天子を始め諸臣
下しを宮廷の間に講究するを禁ぜんと欲
せり故に其の作る時文を湯人之を用ゐ
みとあつて、加之湯人の湯学
の帝北通鑑輯覽を編輯一出来の所を
湯人を使用せしめんと勉めたりしの学
清人の科の力の四千年此年の科挙あるを
拔する能はずして湯人を満洲土俗と
併用せしめ信ずるつて、故二三父母の教育日常

今日の品名科の湯語の混じたるあり
又清帝が信仰の清学文ひそかに
一の出来ぬとあきらめ北朝ぬ文を八股の
文章の清朝も無ぬと思ひ
也とそれとのひある
八股文まで流行の利をあるまじ（清学文の）
之泥に拔ぬるまで
あり北朝年間の文章の文章
の清流節中の一脚の出て
八股の文を八つの股ぶあつて一つの股ぶ
大意と振拔した何の内書けと二段目
（八股とあるべき）

とりまの風の子を仏母の中に書けとう強く記
るを文に、それこれうのみ言の数に如所をも事物
の所をれるまこと陰陽を四方を始終して性
常新るまのを定てそこめと書けぬのにそれ
ひ文所へを定めるを書くなの義理を清しを
海東を考へたりまこと出来ぬのまりまり
だ八股みる高れ解めるめる古法とう古典を
うこまへうあることを小性のゆうう時論に終る
してそうを定時論めるを屈折してるう
天地の望能をを揮まることう出来ない不
ぶ所のときこうう之を遣てそるめもの

東京 樓辰製

支所人の演奏の正しうを奏の時をを書を楽と
天下を思ふ所を八股文を以て天下のを正
しひ始をうを思ふ所のを思ふ所をそのこと
を立ひ傳へてそうまりめるも八股に出男と
人うあるをうて仕るのの所制もそれを捨て
文張太平をそるを考のうを八股文を以て人を
捨ることをうて学問をあるを二翼を考さ
人望の妨碍をぶのあつれる、それの四に
しても国政の基を変を人材の陶冶にあるあ
るうを人材の陶冶を支所の四とをを記八股文
を廃四をうをうセめうを物をつてそるうたる

○の曜日の事

[illegible]（十月十五）[illegible]

[illegible]

[illegible]

大[illegible]剛[illegible]とし[illegible]の刀剣を作る[illegible]「[illegible]」
武[illegible]の[illegible]材料[illegible]かくてきたへ[illegible]
[illegible]
[illegible]

○甲冑海

半[illegible]の甲冑の[illegible]が[illegible]
冑[illegible]
[illegible]を来[illegible]し[illegible]
く

和[illegible]日本の甲冑を支那甲冑を模倣して

西洋模倣脱胎、[illegible]
[illegible]
[illegible]
支那の鎧甲を取[illegible]
の改良の[illegible]
[illegible]
了夫[illegible]武内宿禰を[illegible]
甲冑の[illegible]を甲、和[illegible]
[illegible]
を[illegible]
と[illegible]

はゝ甲冑の形ちを表わしたるものなり

又印度の甲冑の形ちは法隆寺に保存せらるゝ
中古既に来仏の形ちを持の陣笠と云ふものを始
めとして印度の甲冑を丁度の陣
笠を用ひ殺ひあり、此れ印度の甲冑
形ちしたるものなり、こんこの仏教の
オテルインタクレヨンの作の天竺作所の作式
三城地獄絵に書の武器作所の作式
印度人を殺人を切りの甲冑を着して居ること
殺人、後鎧稽社を着たるこの鎧胴丸の

て居ることはしたりの甲冑を着て居ることを
丸武甲冑の測深も略と推測されるものある
陣明風の形ちは来俗の形ちを模したるものと思ふる印
ちたのめくこと云ふ

陣の風を鎧ふ上に着用するこの一種の風習は
こゝに云ふこんこの推測のものは永保法
邪教の伝来の迷人に乱れて
邪教を信ずるこの迷人に受けた人に
山右の山西行長の越心の学徒にあり
ナンリックの高の伝傳の法の上に陣明
徹通りのこの甲冑して居る邪教を信

往の事ひあるべき、かゝりうゝの法もなば鐘の上な
箱にて掛物なるべし大谷武器庫に鐘の上
のかたのをかけたるを用ひたる武の陣羽織
の変化をもつて古今の武器をもつく敬
を異にしたるべし、学問知かけたるべきもの
ばかりしても学問無と思ふ夫と地名も猩
々緋とう西洋あを用ひ作ることを新奇高
尚ぶるものも外新奇ぬいを用ひることを
主一種の武器とするつとめとおもふ
時勢変化の用ゆるの場合なく
その大方面を推しとゝのへ又突背頭

東京博文館製

和蘭の兵も西洋の甲冑ひある天文時代に
西洋にて砲術を開けを其比の甲冑の行ひ西
洋にあるを西洋にて甲冑の行ひ西洋
にあるを人う兵隊を編成し自ら甲
冑を改正をもつて本へ輸入して其比の
とりあ本の言語をかくてり和化したるもの
○文蘭の語
前文蘭(使節)の語再二教をあく
新んとて
ことの国まれぬ紀元のものいきさふは
タ小船　ようさまにやくいあんとも

鄰巧

山ゑのあさあけの雲おもかげ
あかつきしぐれ誰うつるらん

漂市

花と見るゆめまぼろしはかなさ
はるとあきと古木の松つゝ

東京堂製

東京堂

東京 東京 桂屋製

明治三十四年十一月十三日
於西藤本邸
[illegible]